



社会体育施設には4社の応募があった。

町内にある公共施設に指定管理者制度を導入することができるとともに条例を改正する提案がされ、全会一致で決定しました。これまで町の直営や団体委託していた施設の管理運営を、地方自治法の改正に伴い、指定された

団体が担うことができるようになりました。町では今後、提出される事業計画などを検討し、指定先を決定することになります。今回議決された施設は次のとおりです。

- ふるさとフォーラム
- 大山農村環境改善センター
- 社会体育施設
- 農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場
- 中山温泉館及び生活想像館
- 名和地域休養施設
- 名和民芸伝承館
- 中山農村活性化施設

1月臨時会

下田中隣保館改築工事の変更契約と名和小学校の物品購入の契約締結などの議案を可決しました。

臨時議会 情報

11月20日、1月11日に臨時議会が開かれました。

11月臨時会

指定管理者制度に伴い ふるさとフォーラム なかやま条例など 8条例を改正

指定管理者制度とは

「公の施設」の管理を民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等にも指定できるようにするしくみ

特別委員会 公有財産調査特別委員会が調査を完了

委員長 荒松廣志 委員他5名

調査報告

平成10年に問題になり、平成11年に解決間近という報告を受けていたユミハマファーム(有)の町有地占有問題が、いまだ解決されていないことが本年6月定例会の同僚議員の一般質問によって明らかになりました。

その調査のために6月定例会の最終日に本特別委員会が設置になりました。今日まで4回の委員会を開催し、現地調査を行うとともにユミハマファームと執行部の交渉状況の報告を受け、調査をしてまいりました。

問題の町有地(道路)の上には鶏舎が建てられており通行ができない状態であり、実際にこの道路は使われていないため占有部分を買収させる方法はどうかという案も出ましたが、隣地の土地の所有者に意向調査をしたところ、将来、通行をする可能性があるので道路は確保してもらいたいということでありました。

調査の結果、ユミハマファームの土地に迂回路を新設して町有地に振替する方法が望ましいという結論に達しました。



ユミハマファームの鶏舎(加茂地内)

町有地等の活用調査のため、特別委員会を設置

提案理由

合併や学校統合などにより、町有地や学校の校舎等の町有施設の活用方法を調査する必要がある。

委員は、旧町から2名ずつ選出し計6名。

委員長 荒松廣志 副委員長 小原力三